

第二章 代理・代決等

○蒲郡市幸田町衛生組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則

(平成十一年三月三十日
規則第一号)

改正 平成一九年 三月三〇日規則第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

第一順位 蒲郡市副市長

第二順位 幸田町長

附則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一九年規則第一号)

(施行期日)

第三編 行政一般(蒲郡市幸田町衛生組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則)

四二一(四五〇)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

A〔蒲郡衛生二七〕